

はじめに

さいたま市は、政令指定都市に移行して 15 年となる節目の年に人口 130 万人を突破いたしました。

東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能を集積するとともに、都心近郊にありながら見沼田圃をはじめ規模の大きな緑地や水辺が多く残っており、都市と自然が共存した街並みは本市の魅力であり、8 割以上の市民の皆様「住みやすい」「住み続けたい」と感じていただいております。



一方で、環境負荷の少ない、持続可能な社会を実現していくにあたっては、本市も複雑かつ多様化した環境問題に直面しており、地球温暖化対策、生物多様性の保全、大気汚染や水質汚濁、廃棄物への対策といった、さまざまな課題に対応していく必要があります。

特に地球温暖化対策は、近年の猛暑や豪雨など、地球温暖化が影響していると言われる異常気象が多発する中で、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき喫緊の課題であると考えられます。本市としましても、温室効果ガス排出量を削減するため、低炭素でエネルギーセキュリティの確保されたまちづくりを進める必要があります。災害時も踏まえ、平時から資源の循環利用やエネルギーの有効活用、再生可能エネルギーの導入や低炭素化の取組を推進し、暮らしやすく、強靱で活力のある都市として継続的に成長する環境未来都市を実現してまいります。

この環境白書は、環境基本計画の年次報告書として、平成 29 年度における本市の環境の現況と事業の進捗状況をまとめたものです。環境への取組を始めるきっかけづくりや、その取組を通じて人々が出会い、市民、事業者、学校、市などすべての主体がパートナーシップのもと、環境の保全と創造に取り組み、市全体の絆が深まっていくための一助として、本書を活用していただければ幸いです。

平成 30 年 12 月

さいたま市長 清水 勇人

目次

《本編》

第1部 さいたま市の環境の概況

第1章 さいたま市のあらまし	1
第2章 さいたま市の環境の現況	4
第3章 「望ましい環境像」の実現に向けて	10

第2部 基本目標別の進捗評価

基本目標1 だれもが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むまちをめざします

1-1 環境教育の推進	14
1-2 環境保全活動の促進	31
1-3 ライフスタイル転換の促進	37
1-4 都市環境を支える産業の育成	45
1-5 国際協力の推進	53

基本目標2 自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちをめざします

2-1 生物多様性・自然環境の保全	55
2-2 快適環境の創造	66
2-3 景観の保全	78
2-4 自然とのふれあいの確保	91

基本目標3 地球規模の環境問題に、地域から行動するまちをめざします

3-1 地球温暖化対策の推進	95
3-2 地球温暖化対策以外の地球環境保全の推進	123

基本目標4 さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします

4-1 大気環境の保全	126
4-2 水環境の保全	135
4-3 土壌・地盤環境の保全	143
4-4 生活環境の保全	146
4-5 化学物質対策の推進	152

基本目標5 ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします

5-1 一般廃棄物対策の推進	156
5-2 産業廃棄物対策の推進	174

第3部 総括

第1章 評価結果	182
第2章 総合評価及び今後の取組	190

《資料編》

I. さいたま市の環境関連条例	1
II. さいたま市の行政組織	4
III. さいたま市環境局事務分掌	6
IV. 用語解説	11

●エコ・ラム ～エコについてのコラムです～

番号	タイトル	掲載ページ
1	新たな環境教育拠点施設を紹介します（生活協同組合コープみらい）	19
2	事業者の取組を紹介します（株式会社臼田 ファインモーターズスクール）	20
3	さいたまこどもエコ検定を実施しています	28
4	パリ協定について	107
5	さいたま市は「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同しています	114
6	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しています	164
7	マイクロプラスチックについて	173
8	廃棄物の監視にドローンを活用しています	181

— 環境白書における評価の考え方 —

【指標及び数値目標による評価】

(1) 評価の基本的考え方

環境白書では、さいたま市環境基本計画に定められた施策体系の柱（上位）それぞれに設定された指標及び数値目標について、毎年度の評価を実施しています。

評価は、設定した指標の目標値に対する進捗状況により定量的に行うものとしていますが、定量的な指標がなくても客観的に進捗状況が確認できるものについては評価に加えています。

本白書は、平成 29 年度の環境の現況、施策の進捗状況について、平成 30 年度に各担当部局・課等に調査を実施し作成しています。そのため、本白書の記載内容は基本的に平成 29 年度実績ですが、一部、平成 30 年度の内容が含まれている場合もあります。

なお、実績値については、基準年度を除き 6 年分を掲載することとしています。そのため、本白書では平成 22、23 年度の実績は掲載していません。

(2) 指標及び数値目標の選定

指標及び数値目標は、できるだけ毎年度の数値更新が可能なものを選定しています。

また、新たに設定又は変更した指標及び数値目標の有無については毎年度調査し、事業の見直しがあった場合等、必要に応じて指標及び数値目標の見直しを行うこととしています。

なお、指標の一覧は P181・182 に掲載しています。

(3) 現況値、目標値及び目標年度

指標及び数値目標の現況値、目標値及び目標年度は、次の 3 つの根拠のいずれかに基づいています。

- ① 「さいたま市総合振興計画」や分野別の計画などで設定されているもの
- ② 各施策事業等で設定されているもの
- ③ 環境基本計画の改訂にあわせて、最近の動向を踏まえ設定したもの

なお、原則として基準年度は環境基本計画の改訂時点で最新の現況値であった平成 21 年度（2009 年度）、目標年度は平成 32 年度（2020 年度）としていますが、事業の特性に応じ、可能な範囲での設定となっています。

※元号の表記について

元号の表記については、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令により、2019 年 5 月 1 日に改元される予定ですが、まだ新しい元号が定められていないため、“平成”を使用しています。

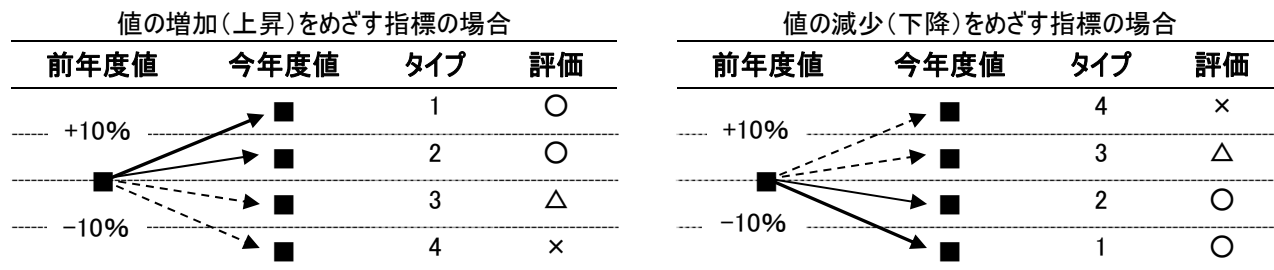
(4) 対前年度比の評価

指標及び数値目標の前年度数値に対する評価（短期的な評価）は、前年度数値との比較によって、以下の3つの評価を行いました。

- : 前年度より良化している。
- △: 前年度と変わらない。
- ×: 前年度より悪化している。

前年度からの良化の程度が10%以内であった場合は、「前年度より良化している」と評価します。一方、前年度からの悪化の程度が10%以内であった場合は、「前年度と変わらない」と評価します。
 ※目標年度の目標値を達成したものについては、上記評価方法によらず「○」としています。

対前年度比評価のイメージ



(5) 対年度目標値比の評価

指標及び数値目標の年度ごとの目標値に対する評価（長期的な評価）は、その達成状況の程度によって、以下の3つの評価を行いました。

- : 年度目標値を達成している。
- △: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。
- ×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

なお、年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている場合には、目標値の見直し等が必要と評価しています。

※現況値の年度から目標年度までの各年度の目標値は、前記(3)に基づき設定されている場合には、その各年度の設定値を採用しています。各年度の設定値がない場合には、グラフ上で現況値と目標値を結んだ当該年度における数値としています。

(6) 対前年度比の評価及び対年度目標値比の評価の例示

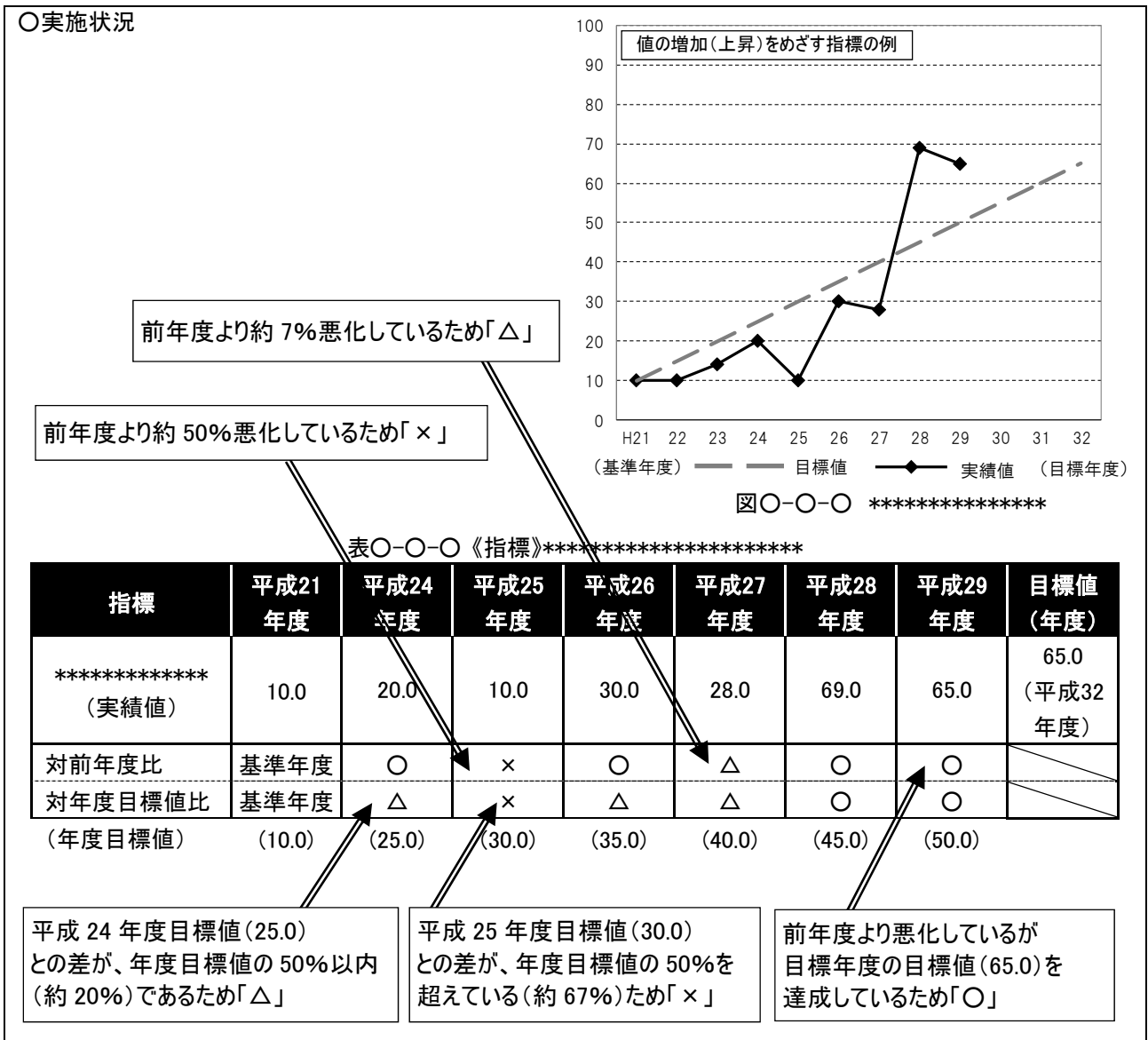
以下に、前記（４）及び（５）の考え方に基づく、指標の評価方法を例示します。

図（グラフ）の実線は、「指標の実績値の推移」を示しており、破線は「基準年度から目標年度までの目標値」を示しています。

表は、「各年度の実績値」、「対前年度比、対年度目標値比の評価結果」、「目標年度の目標値」を示しています。

また、この例示では、対年度目標値比の評価の説明として、前記（５）の考え方にに基づき算定した「年度目標値」を表の下に示しています（実際の表には記載されません）。

■ 対前年度比の評価及び対年度目標値比の評価のイメージ



【市民アンケート及び事業実施状況による評価】

市民アンケートの手法により、望ましい環境像や5つの基本目標などについて、基本目標の達成時のイメージの実現状況をどのように考えるかを調査しています。

また、市の各部署が実施する本計画に基づく施策や事業、取組の状況について把握しています。

《本編》

- 第1部 さいたま市の環境の概況
- 第2部 基本目標別の進捗評価
- 第3部 総括

第1章 さいたま市のあらまし

1 位置及び面積

本市は東京から 30km 圏の関東平野のほぼ中心に位置しています。また、周囲がすべて他の都市とつながる内陸都市で、東は春日部市、越谷市、白岡市、西は川越市、富士見市、志木市、朝霞市、南は川口市、蕨市、戸田市、北は上尾市、蓮田市に接しています。

市域は、東西 19.6km、南北 19.3km で、面積は 217.43km² です。

地形的には、荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川などの河川と、それら河川にそった低地と台地に大きく区分されます。



図 1-1
さいたま市の位置



図 1-2 さいたま市を構成する 10 区

2 気候

本市の夏は暑く湿潤で、冬は快晴が続く、降水量も比較的少なく、全体として穏やかで住みやすい気候です。平成 29 年の気候は、年平均気温が 15.3℃、年降水量が 1,295.5mm でした。また、月平均気温が最も高かったのは 7 月で 27.6℃、最も低かったのは 1 月で 4.3℃、月降水量が最も多かったのは 10 月で 470.0mm、最も少なかったのは 12 月で 10.0mm でした。

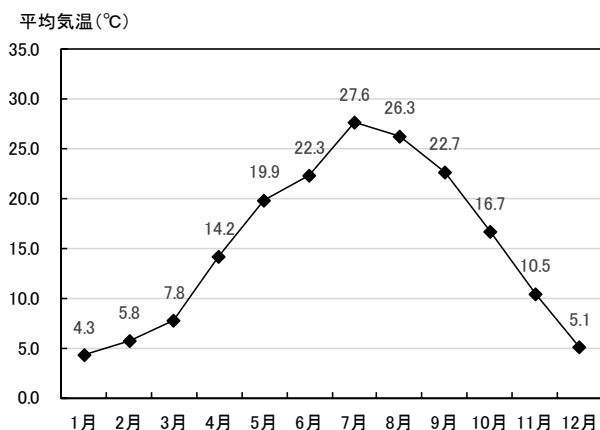


図 1-3 月別平均気温(平成 29 年)

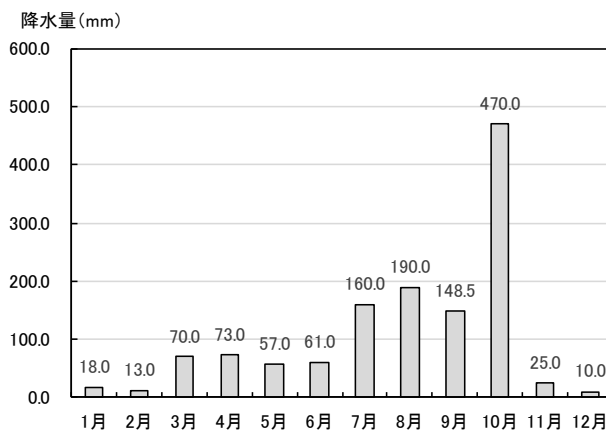


図 1-4 月別降水量(平成 29 年)

(気象庁ホームページより)

3 人口

本市の平成 29 年 4 月 1 日における人口及び世帯数は、1,284,937 人、573,789 世帯で、人口は前年より、11,440 人増加しています。また、人口密度は 5,910 人/km²です。

本市の人口は、平成 13 年から平成 29 年の間に約 25 万人増加し、市外からの転入等が続いて増加傾向にあります。

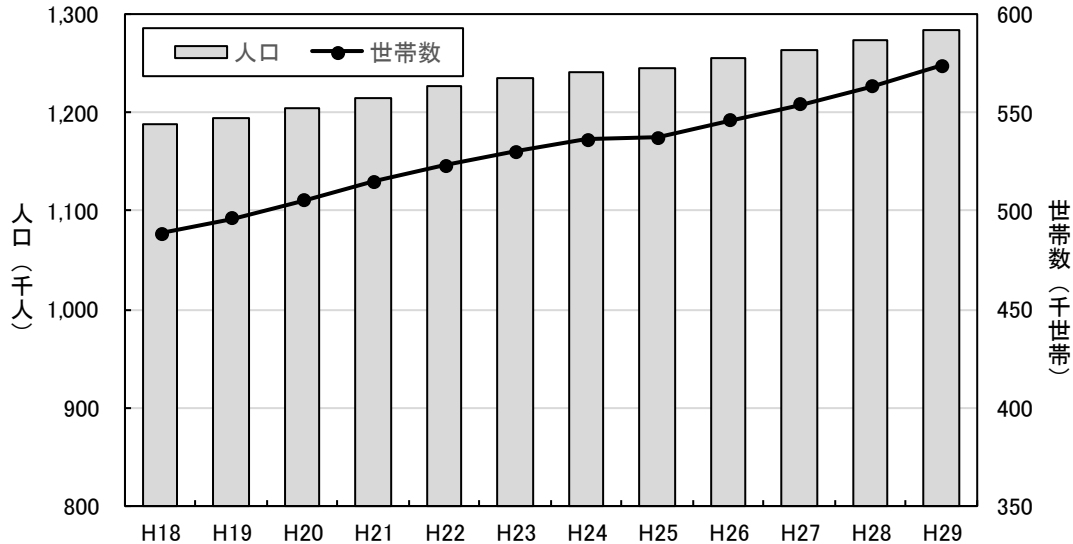


図 1-5 人口及び世帯数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

(さいたま市市民局情報政策部統計情報室「さいたま市の人口・世帯 (時系列結果)」より)

4 土地利用

地目別の土地利用 (平成 29 年 1 月 1 日現在) を見ると、農地、山林、原野、池沼による自然と調和した土地利用は 51.16km²あり、市の総面積 217.43km²の 23.5%を占めていますが徐々に減少する傾向にあります。このうち農地 (田・畑) は約 45.72km² (21.0%) と、その中の 89.4%を占めています。

一方、宅地や雑種地などの都市の形成に伴う土地利用は 166.28km²あり、市の面積の 76.5%を占めています。中でも住宅、商業、工業などに利用される宅地が 84.42km² (38.8%) と最も広く、次いで「その他」の用途 (道路や鉄道用地、公園など) が 53.83km² (24.8%) あります。

また、市域の 53.8% (約 116.98km²) が市街化区域に、46.2% (約 100.45km²) が市街化調整区域に指定されています (平成 29 年 4 月 1 日現在)。

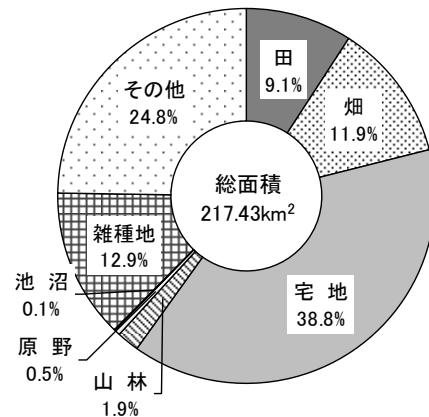


図 1-6 地目別土地利用 (平成 29 年 1 月 1 日現在)

(さいたま市統計書より)

5 交通

市内の自動車登録台数（軽自動車含む）は、平成29年には約55万台で、平成28年と比較すると約5千台増加しました。平成19年度以降、軽自動車が増加傾向にあります。

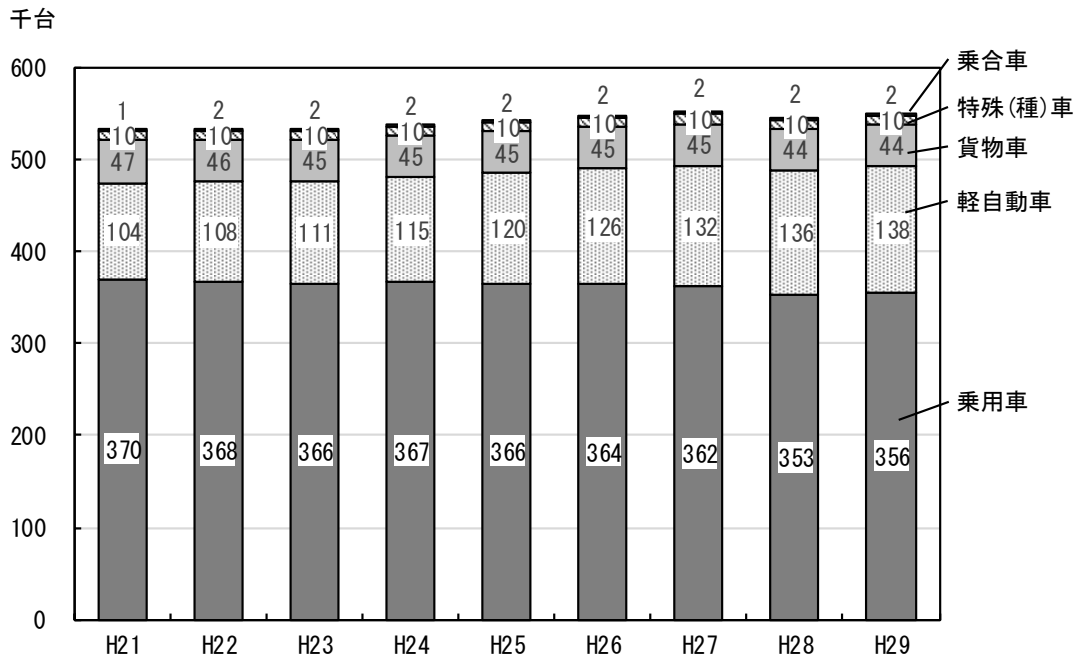
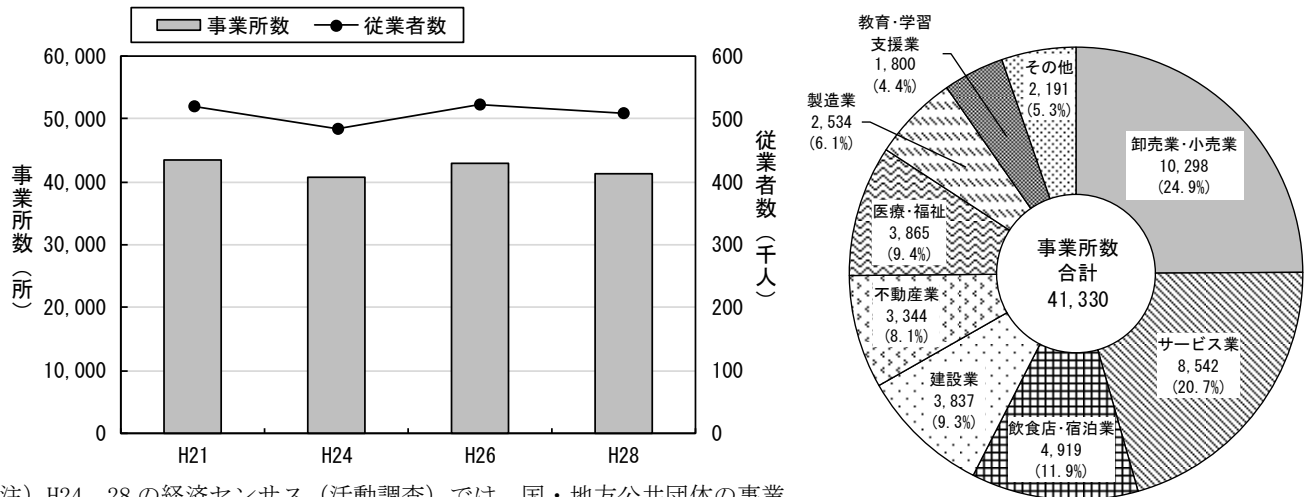


図1-7 自動車登録台数の推移(各年3月末(軽自動車は4月1日)現在)
(さいたま市統計書より)

6 産業

市内の事業所数、従業者数についての最新調査年度である平成28年の結果では、事業所数は41,330事業所、従業者数は509,450人となっています。(平成28年経済センサス-活動調査)



注) H24、28の経済センサス(活動調査)では、国・地方公共団体の事業所・企業を調査対象外としているため、本集計ではH21、26の経済センサス(基礎調査)から国・地方公共団体の事業所数・従業者数を除外した集計結果を掲載しています。

図1-8 さいたま市内事業所数及び従業者数の推移
(総務省統計局「経済センサス」より)

第2章 さいたま市の環境の現況

1 環境の現況

(1) 大気の平成29年度環境基準達成状況

一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局6局の合計15局で大気汚染の状況を常時監視しています。

環境基準の定められている6物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5））のうち、光化学オキシダント、微小粒子状物質を除き、平成18年度より11年間連続、全局で環境基準を達成しています。

また、微小粒子状物質については、平成23年度の測定開始以来、初めて全局で環境基準を達成しました。

表 1-1 大気環境基準達成状況(平成29年度)

	物質	有効局(※)	達成局	達成率(%)
一般環境大気測定局	二酸化窒素(NO ₂)	7	7	100
	浮遊粒子状物質(SPM)	9	9	100
	光化学オキシダント(O _x)	9	0	0
	二酸化硫黄(SO ₂)	4	4	100
	一酸化炭素(CO)	1	1	100
	微小粒子状物質(PM2.5)	5	5	100
自動車排出ガス測定局	二酸化窒素(NO ₂)	6	6	100
	浮遊粒子状物質(SPM)	6	6	100
	一酸化炭素(CO)	1	1	100
	微小粒子状物質(PM2.5)	1	1	100

※ 有効局：年間の測定時間が6,000時間以上の測定局のことをいいます。

微小粒子状物質については、年間測定日数が250日以上の測定局

表 1-2 評価方法

項目	環境基準	評価の方法
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	長期的評価 (年間98%値評価) 注1)
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	長期的評価 (2%除外値評価) 注2) 短期的評価
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること	短期的評価
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること	長期的評価 (2%除外値評価) 注2) 短期的評価
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	長期的評価 (2%除外値評価) 注2) 短期的評価
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること	長期的評価 短期的評価 (年間98%値評価) 注1)

注1) 年間98%値：一年間に測定された日平均値を低い方から順に並べて98%目に該当する値を示します。

注2) 2%除外値：一年間に測定された日平均値を高い方から順に並べて2%の範囲にある値を除外し、残った測定値で最も高い値を示します。

表 1-3 大気汚染常時監視測定局の測定結果(平成 29 年度)

区分	測定項目	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				光化学オキシダント (O _x)		二酸化硫黄 (SO ₂)				一酸化炭素 (CO)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})				
		平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準	平均値 (mg/m ³)	日平均値の2%値除外値 (mg/m ³)	長期的評価	短期的評価	昼間の1時間値の平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	環境基準	平均値 (ppm)	日平均値の2%値除外値 (ppm)	長期的評価	短期的評価	平均値 (ppm)	日平均値の2%値除外値 (ppm)	長期的評価	短期的評価	平均値 (μg/m ³)	日平均値の年間98%値 (μg/m ³)	長期的評価	短期的評価
一般局	1 さいたま市役所	0.014	0.033	○	0.021	0.043	○	○	0.033	91	×	0.003	0.005	○	○	0.3	0.5	○	○	11.4	27.5	○	○
	2 根岸				0.021	0.043	○	○	0.034	98	×												
	3 宮原	0.016	0.032	○	0.018	0.043	○	○	0.033	98	×									12.1	28.3	○	○
	4 春里				0.013	0.036	○	○	0.035	109	×												
	5 指扇	0.013	0.029	○	0.019	0.039	○	○	0.033	98	×	0.002	0.003	○	○								
	6 片柳	0.013	0.031	○	0.017	0.039	○	○	0.033	96	×									12.0	28.3	○	○
	7 大宮	0.015	0.034	○	0.016	0.038	○	○	0.034	102	×	0.001	0.002	○	○					11.1	26.5	○	○
	8 岩槻	0.014	0.032	○	0.018	0.041	○	○	0.033	93	×												
	9 城南	0.014	0.033	○	0.019	0.042	○	○	0.034	101	×	0.001	0.002	○	○					12.9	32.5	○	○
自排局	1 曲本自排	0.024	0.047	○	0.018	0.040	○	○															
	2 辻自排	0.021	0.043	○	0.019	0.039	○	○															
	3 三橋自排	0.023	0.043	○	0.017	0.040	○	○							0.4	0.7	○	○	14.7	33.5	○	○	
	4 大和田自排	0.016	0.033	○	0.017	0.038	○	○															
	5 与野公園自排	0.020	0.039	○	0.016	0.037	○	○															
	6 西原自排	0.021	0.039	○	0.019	0.043	○	○															



(2)河川水質の平成 29 年度環境基準達成状況

市内の主な 5 河川について、水質の汚濁状況を測定しています。

環境基準の定められている 4 項目（水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO））について、市全体の環境基準達成率は、pH が 97.9%、BOD が 88.5%、SS が 100%、DO が 98.4%になりました。

表 1-4 類型別河川の環境基準

項目 類型	基準値			
	水素イオン濃度 (pH) (-)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)
A	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上
B	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上
C	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上
D	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上

表 1-5 評価方法

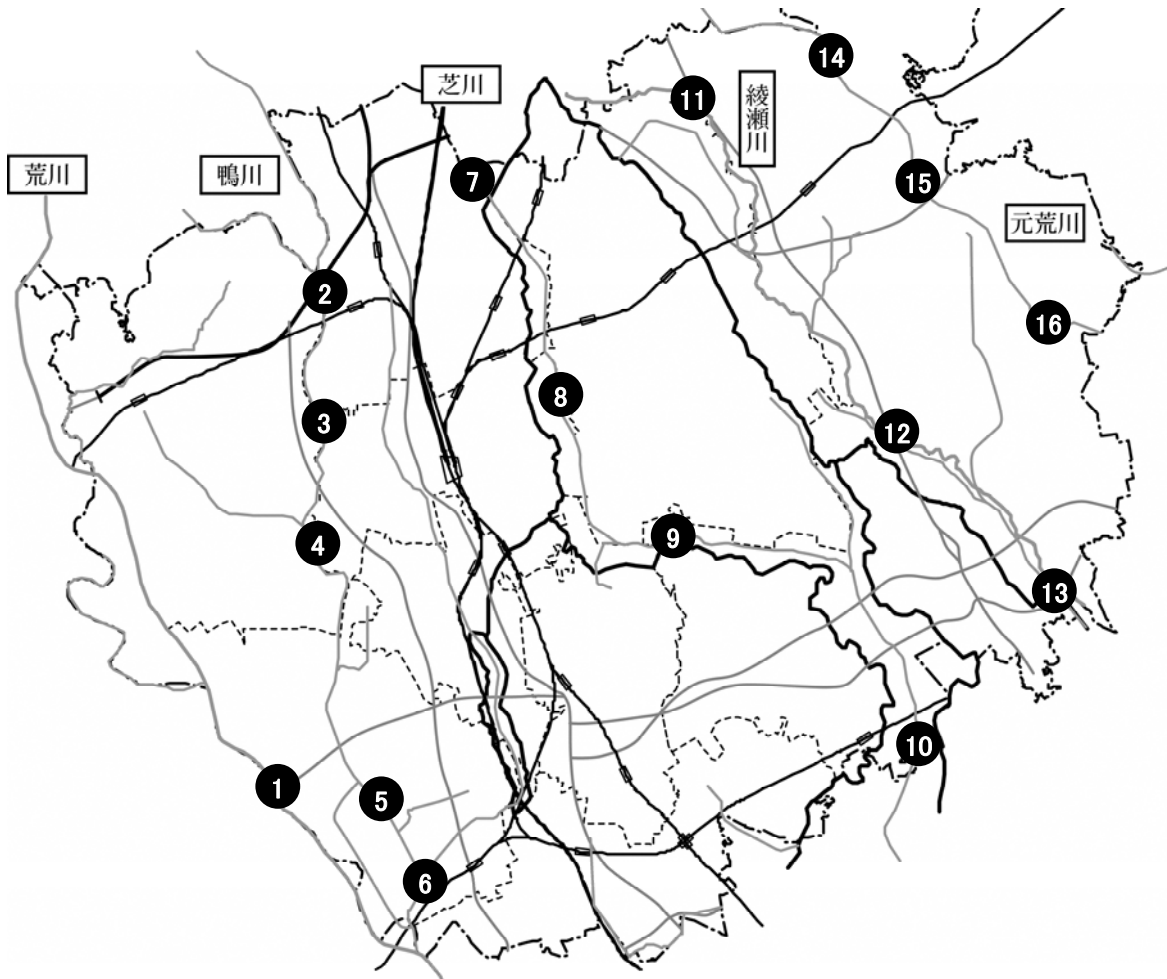
項目	評価の方法
水素イオン濃度 (pH)	日間平均値が基準値を満たしていること
生物化学的酸素要求 (BOD)	日間平均値が基準値を満たしていること 年間通しての適否を判断するには、日間平均値の年間 75%値が基準値を満たしていること
浮遊物質 (SS)	日間平均値が基準値を満たしていること
溶存酸素量 (DO)	日間平均値が基準値を満たしていること

注 1) 日間平均値 : ある一日に測定された測定結果の平均値を示します。

注 2) 日間平均値の年間 75%値 : 一年間に測定された日間平均値を低い方（水質の良い方）から順に並べ 75%目に該当する値を示します。

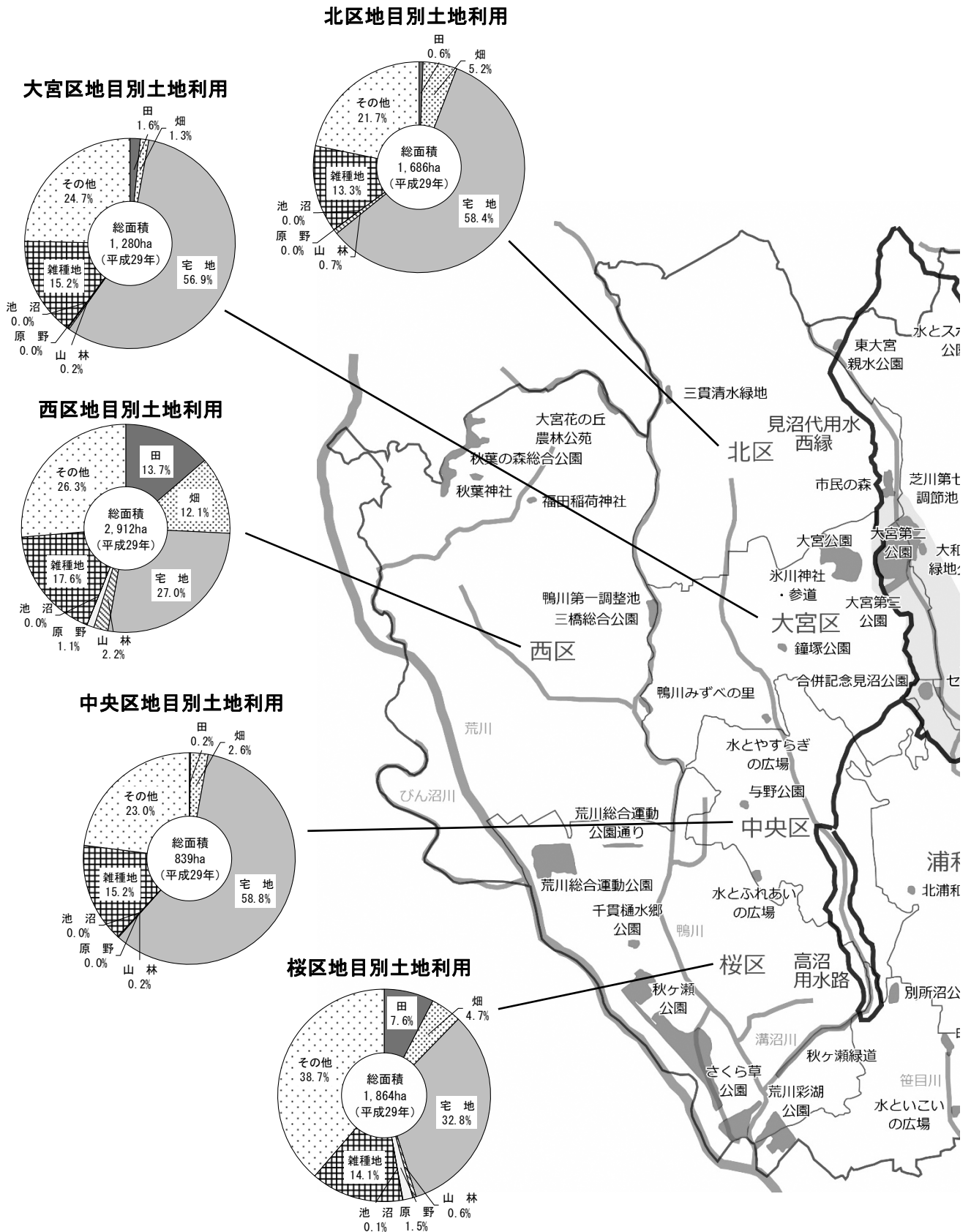
表 1-6 河川の水質測定結果(平成 29 年度)

河川名		荒川		鴨川				芝川				綾瀬川			元荒川		
地点番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
地点名称		羽根倉橋	新大宮バイパス線下	加茂川橋	学校橋	中土手橋	さくら草橋	船橋	境橋	大道橋	八丁橋	高野橋	戸井橋	暇橋	城北大橋	新曲大橋	永代橋
測定回数		12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
類型		A	C	C	C	C	C	D	D	D	D	C	C	C	C	C	C
水素イオン濃度	最小	7.5	7.3	7.4	7.3	7.4	7.3	7.2	7.3	7.1	7.2	6.9	7.0	7.1	7.0	7.1	7.1
	最大	9.1	8.0	8.5	8.9	8.0	7.6	7.6	7.7	7.9	7.6	7.8	7.6	8.0	7.6	7.6	7.7
	平均	7.8	7.4	7.8	7.9	7.6	7.5	7.3	7.4	7.4	7.4	7.3	7.3	7.6	7.4	7.4	7.5
	環境基準超過回数	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(-) 環境基準達成率		91.7%			95.0%				100%				100%				100%
生物化学的酸素要求量	最小	0.7	1.4	1.3	1.3	1.3	0.9	0.9	0.9	1.3	1.4	0.7	1.0	1.3	0.7	0.8	0.7
	最大	4.1	19	14	14	7.9	10	7.6	4.7	4.9	6.1	10	5.0	5.0	3.8	3.7	3.8
	平均	1.8	4.9	4.6	4.8	3.5	3.3	3.0	2.2	2.7	3.2	3.5	2.4	2.5	2.1	2.1	2.3
	75%値	2.6	4.7	5.0	6.2	4.3	2.5	3.7	2.5	3.5	4.1	4.9	3.2	2.8	3.1	2.9	3.1
BOD (mg/L)	環境基準超過回数	4	3	3	4	2	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	環境基準達成率	66.7%			75.0%				100%				91.7%				100%
浮遊粒子状物質 SS (mg/L)	最小	3	1	3	4	8	6	2	4	4	5	3	4	4	3	3	3
	最大	15	33	33	20	31	21	24	14	35	64	22	30	46	19	20	20
	平均	6	9	13	12	17	12	8	8	13	18	12	16	20	9	8	9
	環境基準超過回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(-) 環境基準達成率		100%			100%				100%				100%				100%
溶存酸素量 DO (mg/L)	最小	6.8	3.3	5.2	5.7	6.8	6.0	5.4	5.9	6.2	4.3	6.2	6.8	7.0	6.3	6.2	7.3
	最大	13	10	11	14	12	12	8.9	10	12	11	10	11	12	12	12	13
	平均	9.4	7.2	8.2	8.9	9.2	8.5	7.2	8.2	8.5	7.5	8.5	8.8	9.2	8.5	8.5	9.6
	環境基準超過回数	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(-) 環境基準達成率		91.7%			96.7%				100%				100%				100%

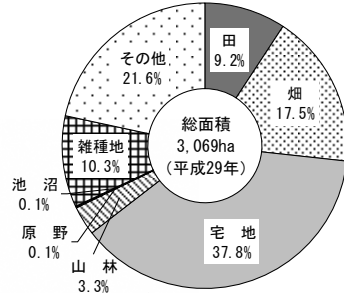


2 自然環境の現況

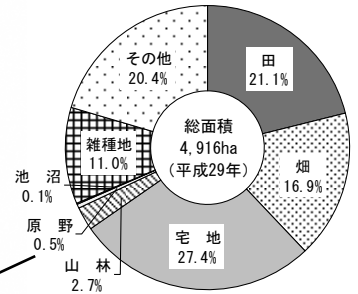
市内の主な公園、河川、用水路及び見沼田圃などを記載しています。また、平成 29 年度の各区の地目別土地利用を円グラフで示しています。



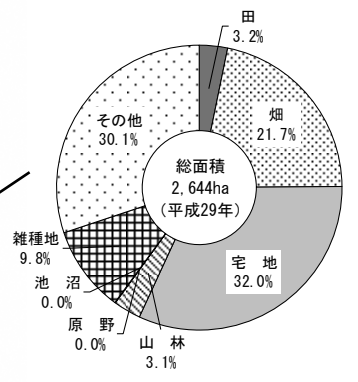
見沼区地目別土地利用



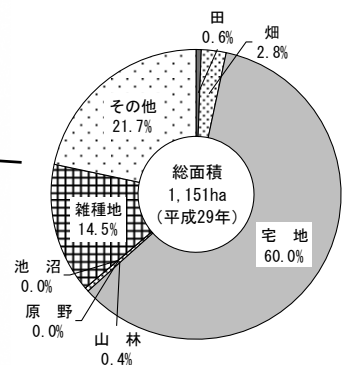
岩槻区地目別土地利用



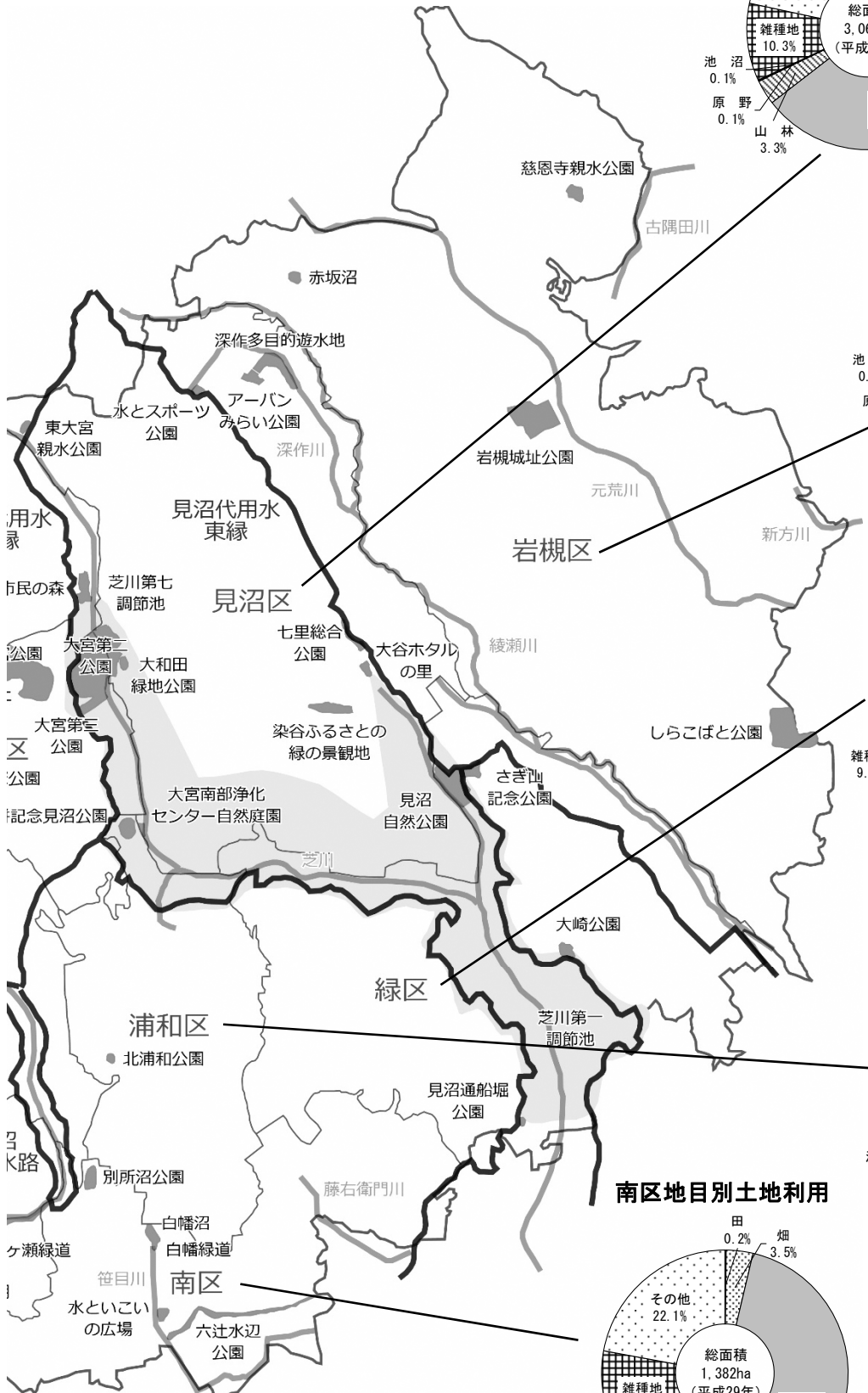
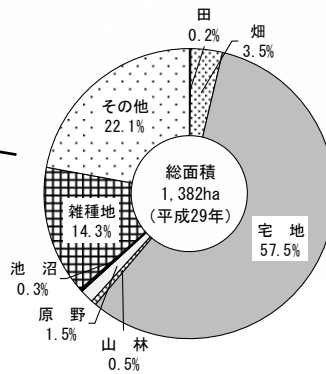
緑区地目別土地利用



浦和区地目別土地利用



南区地目別土地利用



第3章 「望ましい環境像」の実現に向けて

1 環境問題とその解決に向けて

(1) 現在の環境問題

日本における環境問題は、産業活動に伴う公害問題から始まると言え、高度経済成長期には熊本及び新潟の水俣病や富山のイタイタイ病、三重の四日市ぜんそくの4大公害病に代表される産業型公害が大きな社会問題となりました。

このような産業型公害については規制的対策等により一定の解消が見られていますが、昨今では地球規模の環境問題が台頭し始めています。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスによる地球温暖化や工場・自動車等の排気ガスによる酸性雨問題、フロン類によるオゾン層破壊の問題、また、その他に熱帯林の減少や砂漠化、生物多様性の問題、海洋汚染など、地域や国を越えた地球レベルの環境問題が次々と明らかになっています。

(2) 新しい環境問題の解決に向けて

人口の増加や市街化の進展等に伴うヒートアイランド現象などの新たな環境問題については、私たちの日常生活や事業活動などから大量に消費されるエネルギーや生活に必要な物資を生産するための資源の採取が引き起こしていると言っても過言ではありません。

平成23年3月の東日本大震災における津波災害により発生した、東京電力福島第一原子力発電所の事故もあり、これらのエネルギー問題は次世代につながる課題であることを認識し、私たち一人ひとりが毎日のライフスタイルを見直す意識を持つことが重要になっています。

2 環境基本条例の制定と環境基本計画の策定

産業型公害が大きな社会問題になった時期に、現在のさいたま市にあたる地域でも、工場のばい煙による大気汚染、排水による公共用水域の水質汚濁、工業用地下水の汲み上げによる地盤沈下など、さまざまな公害が生じていました。

また、現在でも大気・水質の問題やごみ問題、自然環境の保護、そして地球温暖化など、さまざまな環境問題への対策は必要不可欠であると同時に急務であると言えます。

本市では、平成13年5月のさいたま市誕生に伴い、市の環境保全の基本理念となる「さいたま市環境基本条例」を制定しました。この条例（第9条）に基づき、環境施策のマスタープランとなる「さいたま市環境基本計画」を平成16年1月に策定し、さらに、近年の環境問題の拡大・深刻化や各種関連法の制定など、本市を取り巻く環境の現況や国内外の動向を踏まえ、平成23年3月に計画を改訂しました。

3 さいたま市環境基本計画

(1) 計画の趣旨

本市では、平成14年12月に、さいたま市総合振興計画基本構想を作成し、市民と行政の協働、人と自然の尊重、未来への希望と責任を都市づくりの基本理念として掲げています。

さいたま市環境基本計画は、その実現に向けた環境分野における総合計画として策定しています。また、さいたま市環境基本条例に基づき、環境の将来像や基本目標を定め、その実現に向けた総合的な施策を展開するものです。

(2) 望ましい環境像

さいたま市環境基本計画では平成32年度を目標年次としており、さいたま市環境基本条例第3条の基本理念のもとに、「自然と共生し持続可能な環境を未来ある子どものために伝える都市^{まち}」という望ましい環境像を示しています。

(3) 基本目標

さいたま市環境基本計画では、望ましい環境像の実現に向けて、5つの基本目標とその実現イメージを示して、取組を推進していきます。

基本目標1 だれもが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むまちをめざします

市民、事業者、学校、市などすべての主体が環境の保全と創造に取り組んでいくためには、一人ひとりが環境に関心を持ち、自分に何ができるかを考え、行動することが大切です。そして、各主体の自主的・自発的な活動を促進するとともに、各主体の連携・協働を可能にするネットワークづくりを進めることが重要です。そのため、環境への意識の向上や、行動の促進に向けて、環境問題について学ぶ場や機会を増やしていく必要があります。

このため、日常生活や事業活動のあらゆる場面に環境への配慮を織り込むとともに、環境教育・学習の場や機会の拡充、各主体の環境の保全と創造に関する活動やライフスタイル、ビジネススタイルの転換を促進するなど、だれもが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むまちをめざします。

基本目標2 自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちをめざします

見沼田圃や荒川・元荒川周辺の身近な緑地や、里やまなどの自然環境は、多様な動物の生息環境として、また、それを支える植物の生育環境として重要であるだけでなく、市民に豊かな自然とのふれあいの場を提供しています。また、持続可能なまちづくりに向けて、さいたま市の風土が育んできた地域の環境特性に配慮した土地利用を計画的に進め、身近な緑や水辺環境を保全・創造するとともに、良好な都市景観や歴史的・文化的環境を積極的に保全・保護する必要があります。

このため、多様な動植物が生息する里やまなどの自然環境の保全・活用・再生と、都市の緑と身近な水辺環境の保全・創造などにより、自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちをめざします。

基本目標3 地球規模の環境問題に、地域から行動するまちをめざします

地球温暖化問題をはじめ、一部の地域だけでなく、地球規模で対応を求められる環境問題が発生しています。地球環境問題は、事業者等による事業活動だけでなく、私たち一人ひとりの日常生活におけるエネルギー使用などによる環境への負荷も多大な影響を及ぼしています。したがって、その解決に向けては、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題ととらえ、関心を持ち、気づき、身近なところで、できることから行動することが大切です。ライフスタイル・ビジネススタイルの転換、事業活動における環境への配慮など、自主的に環境への負荷を低減する取組をしていくことが求められています。

このため、化石燃料の使用を抑える省エネルギーや、再生可能エネルギーの導入等の二酸化炭素排出量の削減対策を推進するとともに、環境負荷の少ない交通体系や都市構造の実現をめざすなど、地球規模の環境問題に、地域から行動するまちをめざします。

基本目標4 さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします

私たちの健康で安全・安心な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。また、近年、顕在化している土壤汚染や環境中に排出される化学物質は、将来の世代へも悪影響を及ぼすおそれがあり、その対策が課題となっています。

このため、環境の状況を把握するための調査、公害等の発生源に対する規制、その他環境への負荷を低減するための施策を推進することにより、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします。

基本目標5 ごみを減量し、資源を有効活用するまちをめざします

社会経済活動の進展は、私たちの生活に物質的な豊かさをもたらしましたが、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、さまざまな問題を引き起こしています。これらの問題の多くは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済に根ざしたものです。その解決のためには、私たちはこれまでのライフスタイルを見直し、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3 Rスリーアールをはじめとする環境への負荷が少ない循環型社会を構築する必要があります。

このため、生産、流通、消費、廃棄等のすべての段階において、廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用、廃棄物の適正処理を推進するとともに、「もったいない」と思う心の醸成などにより、ごみを減量し資源を有効活用するまちをめざします。

(4) 基本目標に基づく施策体系

さいたま市環境基本計画では、5つの基本目標を柱として、環境の保全と創造のための施策を展開しています。なお、基本目標1は、他の4つの基本目標の実現に向けて行動する際の共通の視点として位置づけています。



図 1-9 施策体系

(5) 進行管理

さいたま市環境基本計画に基づく取組は、市民、事業者、学校、市などすべての主体のパートナーシップのもとに推進します。

本環境白書は、平成29年度にどのような取組が行われ、どのような成果があったかなどを取りまとめ、公表するものです。指標・目標値の達成状況や取組の点検・評価を行い、適切な見直しを行うことで、計画の進行管理のしくみを構築していきます。

また、市民、事業者などの取組内容については、毎年開催される「さいたま市環境フォーラム」における展示や活動紹介等を通じて情報発信し、周知を図っていきます。

<環境白書の位置付けと役割>

